

「隔離栽培運用基準」(昭和 43 年 5 月 20 日付け 43 農政 B 第 916 号 農政局長通達)新旧対照表

改 正 後	現 行
隔離対象は次に掲げる種苗(組織培養体植物を含む。)とする。 1 <u>果樹類(果樹台木として利用される植物を含む。)の苗木(穂木を含む。)</u>であって、次の属(種)に属するもの (1)・(2) (略) 2 (略) 3 さとうきび(<i>Saccharum officinarum</i> L.、<i>S. barberi</i> Jeswiet、<i>S. sinense</i> Roxb.及びこれらの交配種)の生茎葉及びその地下部 4 <u>球根類(未展葉芽を含む。)</u>であって、次の属(種)に属するもの アイリス属植物(<i>Iris</i> L.) (中略) ラナンキュラス属植物(<i>Ranunculus</i> L.):うまのあしがた、きつねのぼたん等 ただし、別表に掲げる地域で生産され、同地域の国家植物防疫機関又は当該機関が認める公的検査機関(以下「検査当局」という。)が行う検査・検定に合格し、収穫後輸出されるまでの間、検査当局の監督下で保管及び管理が行われた植物であって、植物防疫課長が認定したものを除く。 なお、当該植物に添付される植物検疫証明書には当該検査当局の定める条件に合致した旨の追記がなされる。	隔離対象は次に掲げる種苗とする。 1 <u>次の属(種)植物の果樹類の苗木(穂木を含む。)</u> (1)・(2) (略) 2 (略) 3 さとうきび(<i>Saccharum officinarum</i> L.)の生茎葉及びその地下部 4 <u>次の属(種)植物の球根類(未展葉芽を含む。)</u> アイリス属植物(<i>Iris</i> L.) (中略) ラナンキュラス属植物(<i>Ranunculus</i> L.):うまのあしがた、きつねのぼたん等 ただし、「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」(昭和 62 年 9 月 8 日付け 62 農蚕第 5154 号農蚕園芸局長通知)、「オランダ王国産花き球根類の隔離検疫の取扱い」(平成 14 年 2 月 22 日付け 13 生産第 8070 号生産局長通知)、「特殊容器に封入された南アフリカ共和国産のアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」(平成 6 年 11 月 29 日付け 6 農蚕第 7139 号農蚕園芸局長通知)、「ニュー・ジーランド産花き球根類の隔離検疫の取扱いについて」(平成 11 年 8 月 5 日付け 11 農産第 4319 号農産園芸局長通知)、「ベルギー王国産花き球根類の隔離検疫の取扱いについて」(平成 12 年 12

隔離栽培の期間

1 果樹類：1年（ただし、検定上必要と認めた場合は、さらに2年間延長することができる。）

2 （略）

月 21 日付け 12 農産第 6718 号農産園芸局長通知）及び「チリ共和国産花き球根類の隔離検疫の取扱い」（平成 14 年 3 月 8 日付け 13 生産第 9560 号生産局長通知）に定める基準に適合しているものを除く。

隔離栽培の期間

1 果樹類：1年（ただし、検定上必要と認めた場合は、さらに1年間延長することができる。）

2 （略）

別表

地 域	植 物
<u>オランダ</u>	1 <u>アイリス属、アマリリス属及びヒッペアストラム属(検疫当局が指定した容器に封入されたものを含む。)、チューリップ属、フリージア属及びゆり属の球根並びに検疫当局が指定した容器に封入されたヒアシンスの球根</u> 2 <u>アリウム、グラジオラス属、クロッカス属、ダリア属及びヒアシンスの球根であって検疫当局が指定した品種</u> 3 <u>種子で繁殖される球根ベゴニア (<i>Begonia × tuberhybrida</i>) であって、播種後 1 作期間で収穫されるもの</u>
<u>チリ</u>	<u>ゆりの球根であって検疫当局が指定した品種</u>
<u>ニュージーランド</u>	<u>チューリップ及びゆりの球根であって検疫当局が指定した品種</u>

ベルギー	<u>1 ゆりの球根であって検疫当局が指定した品種</u> <u>2 種子で繁殖される球根ベゴニア (<i>Begonia</i> × <i>tuberhybrida</i>)であって、播種後 1 作期間で収穫されるもの</u>
南アフリカ	<u>アマリリス属及びヒッペアストラム属の球根であって検疫当局が指定した容器に封入されたもの</u>